

第2章 計画地の現状

1 自然的環境

(1) 位置と立地

史跡キウス周堤墓群は、千歳市中央2777番ほかに所在する。市域の北東部、J R千歳駅の北東約8km、北海道横断自動車道（道東自動車道）千歳東インターチェンジの北東約700mに位置している。史跡の中心位置は、北緯42° 53′ 11″・東経141° 43′ 00″であり、平面直角座標系第Ⅻ系座標値（世界測地系）では、X座標＝-123,554.640・Y座標＝-43,562.3775である（図2）。

本史跡は、北海道中央部に広がる石狩低地帯南部、長沼低地東縁にある馬追丘陵^{まおい}の西裾に所在する。ここはかつてのオサツトー（長都沼^{おさつ}）・マオイトー（馬追沼）やその周辺の湿原湿地帯を臨む地点であり、史跡は、北流して湿地帯に流れ込んでいた旧オリカ川（現在では改修され第十五号排水川となる）右岸の、段丘縁から約500～600m東に離れたオリカ川の支流、チャシ川とこれに接続する無名川（通称：チャシ川）の両岸に広がり、標高15～21mの緩やかな傾斜を持つ段丘面に立地する（図3）。

「キウス」とは地名であり、アイヌ語で「キ・ウシ」（カヤ・群生するところ）という意味である。

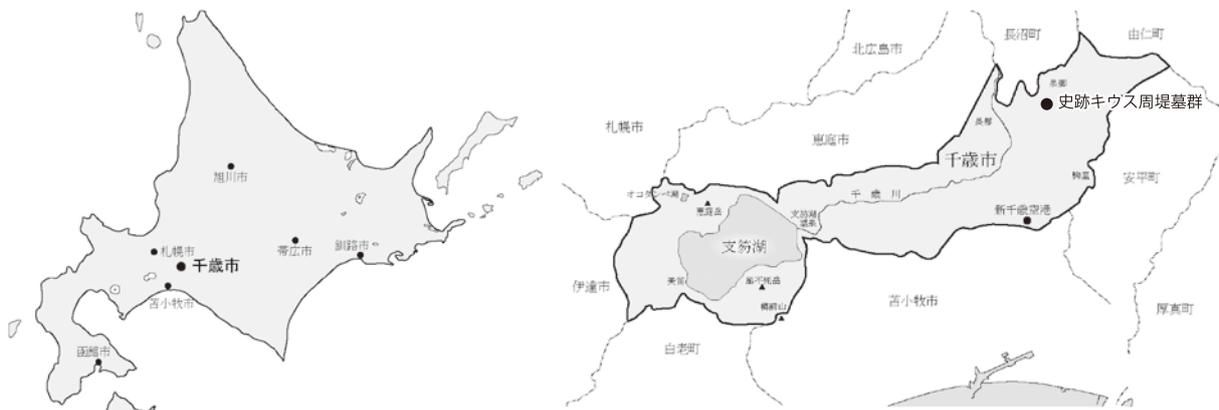


図2 千歳市の位置図

(2) 気象

北海道は冷帯に属し、年間を通して気温と湿度が低く、四季の変化が明確である。その気候区分は道南・日本海側・太平洋側・オホーツク海側・内陸であり、千歳市は太平洋側気候的であるが、日本海側気候の影響も受ける。平成27年（2015）～令和元年（2019）の千歳市の年平均気温は7.6℃であり、低温を顕著な特徴とする北海道の気候を示す。年降水量平均は1,023mm、年降雪量平均は215cmである（新千歳空港測候所観測課）。風向は10月から2月までは北風、3月から9月までは南風が卓越する。

(3) 地形・地質

千歳市は、東は馬追丘陵から西は支笏湖西方のフレ岳周辺の山地に至る東西57.2km、南北30.4kmに広がり、面積は594.95km²である。市域の大部分は丘陵～低山地で、西高東低の地形である。市域の西部は山岳地帯で国立公園支笏湖地域を形成し、市街地は駒里台地^{こまさと}の北縁に位置し石狩川水系千歳川の沖積地に広がり、東部は丘陵地帯である。構成する地質は新第三系中新統を基盤として、第四紀の火山噴出物とその表面を覆っている。

日本海と太平洋をつなぐ石狩低地帯の中央部に位置する千歳は、西・南部北海道と中央部北海道の接点をなしている。石狩低地帯とは、南は太平洋側の勇払海岸^{ゆうふつ}から北は石狩川中流域の砂川付近まで、西は日本海の石狩湾と東は馬追丘陵に挟まれた長さ72km、最大幅34km、平均幅20kmの広域の地域のことをいう。千歳市駒里付近にあ

この図は国土地理院発行の地形図 50000「千歳」(平成 11 年 2 月 1 日発行)「恵庭」(平成 13 年 10 月 1 日発行)を複製(縮小)、合成、加筆したものである。

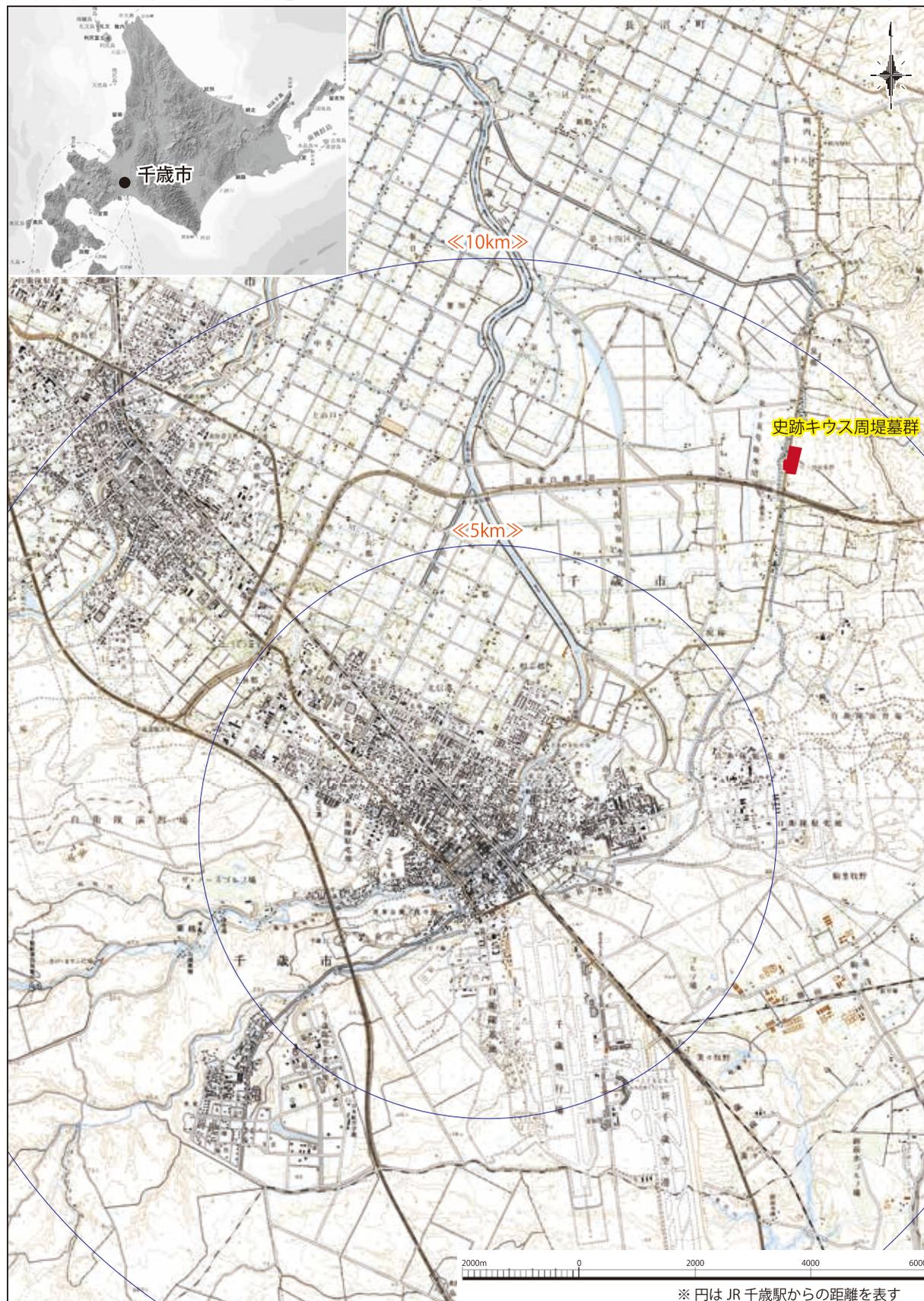


図3 史跡キウス周堤墓群位置図

この図は陸地測量部発行の北海道仮製五万分一図「漁」千歳（明治29年製版同42年部分修正測図同43年改版）を複製、合成、加筆したものである。

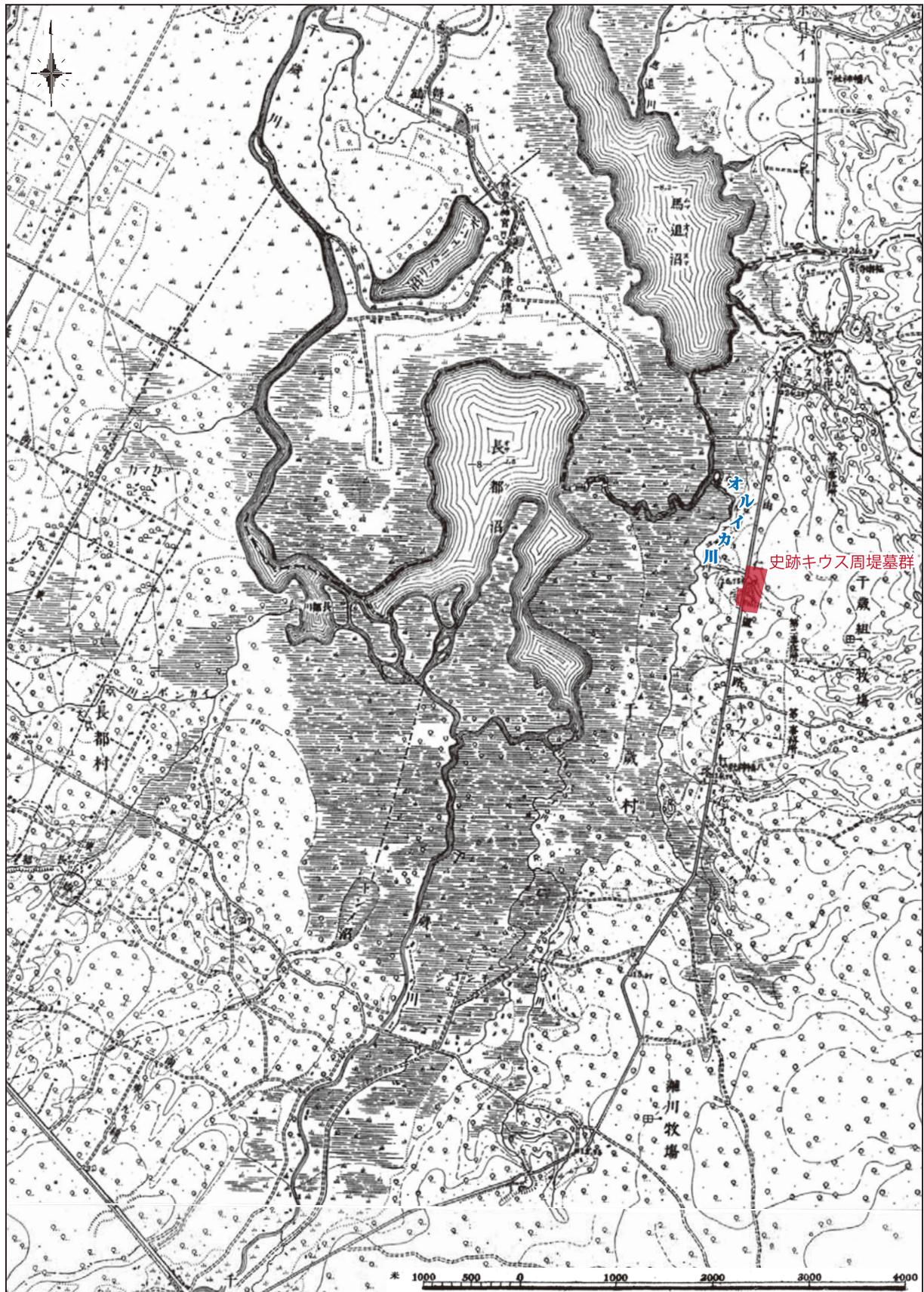


図4 地形図（明治43年発行）

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整)及び治水地開分類図「長都」(平成 22 年 3 月作成)を複製、加筆したものである。

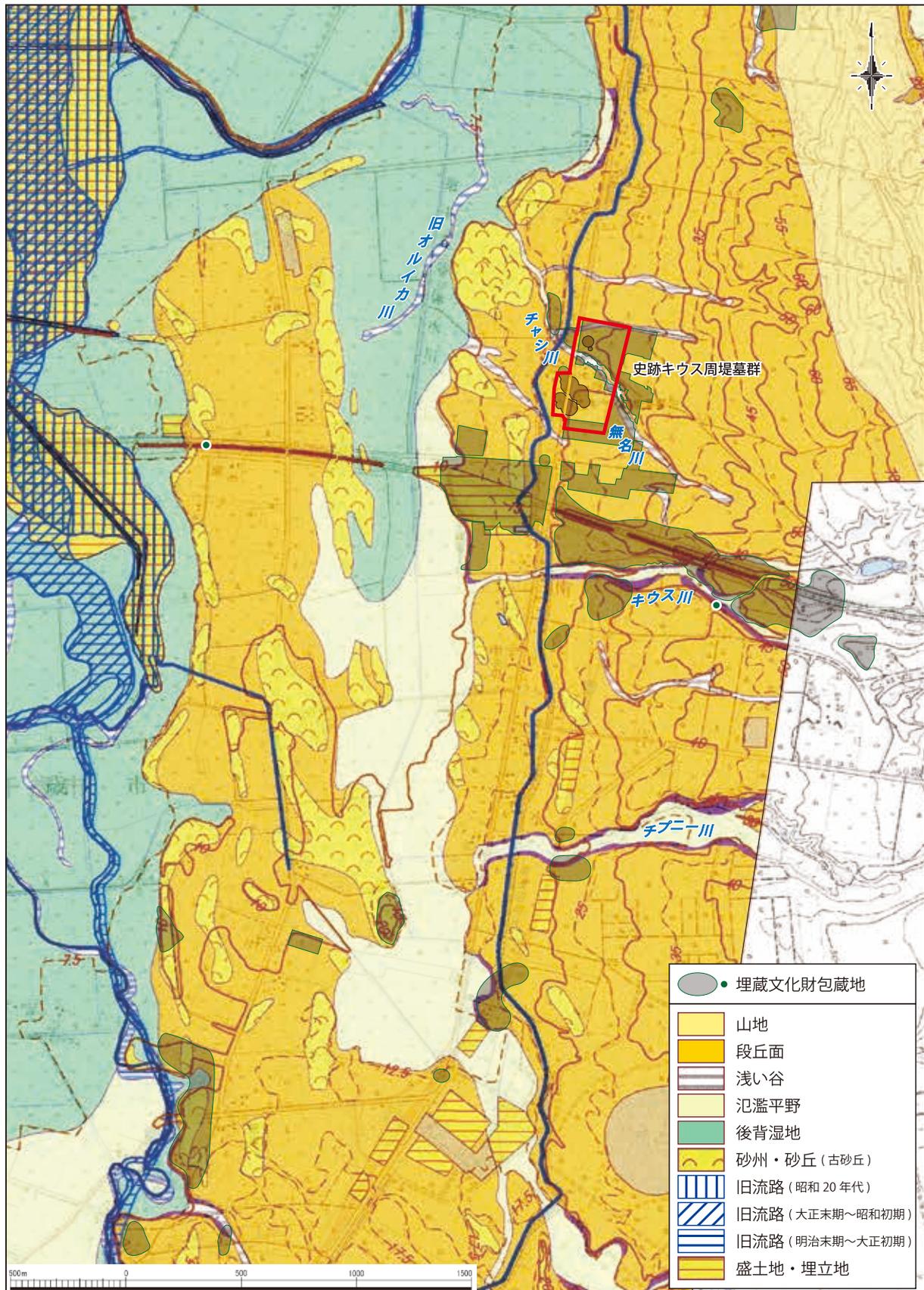


図5 地形分類図

る標高25m前後の台地は太平洋と日本海を分ける分水界となっているが、石狩低地帯をも南北に分けている。石狩低地帯のうちの長沼低地（360～400km²）は千歳川流域部分を指し、千歳川が火山灰台地を通過してのち低地部に至って石狩川に注ぐまでの馬追丘陵から野幌丘陵の間に広がる低地をいう。

千歳川は千歳市域西端の支笏湖周辺の火山地帯に源を発し、火山灰台地を東に流れ下り、千歳市街地の広がる扇状地を抜け標高約7mの沖積平野長沼低地に流れ出ると、方向を北に転じる。長沼低地では平均勾配が1：7000と極めて緩やかになるため、河道はかつて大きく蛇行し、兩岸には河跡湖のオサツトー（長都沼。3.9km²）・マオイトー（馬追沼。1.9km²）を含め広大な湿地帯が広がっていた（図4）が、戦後の灌漑排水事業によって現在はほぼ完全に消滅している。

長沼低地の東縁には平均標高100m未満（最高点275m）の馬追丘陵が南北に伸びる（図5）。馬追丘陵はこの30～40万年間隆起を続けており、長沼低地は反対に沈降し続けている地帯である。千歳地域は、新第三紀中～鮮新世（2300万年前～500万年前）の地殻変動を経て次第に陸化した。キウス周堤墓群が立地する馬追丘陵付近は、この時期顕著な上昇地帯として褶曲構造や断層を発達させている。鮮新世初期に入り、現在の支笏湖周辺などでは火山活動が始まり、第四紀更新世には支笏火山の活動が活発化し、6万年前頃から大規模な爆発をくり返すようになった。4万6千年前までの大規模な火山活動によってもたらされた大量の降下軽石堆積物及び軽石流堆積物は、現在の千歳地域の基盤となった。これに続く恵庭火山、樽前火山の噴出物が逐次その上位に堆積し、現在の地形、地質を形成することとなった。

本史跡は馬追丘陵西側の裾野部に位置し、国土地理院発行の治水地形分類図（平成22年3月）によれば、長沼低地南方の駒里台地から続く段丘面に分類される。馬追丘陵の主稜線は南北に延びるため、丘陵を刻む小河川は基本的に東西方向を向く。史跡付近の丘陵西斜面には北から順にチャシ川、キウス川、チプニー川などが西方向もしくは北西方向に流れ、丘陵裾野部の段丘面を浅く開析しながら北流するオルイカ川に合流し、かつては千歳川右岸の後背湿地に流入していた（図4・5）。丘陵裾野部は傾斜1：100から1：50程度の緩やかな斜面であり、長沼低地に接続している。このような立地条件から、丘陵裾野部は日本海海域から千歳川流域に回帰するサケ・マス類や眼前に広がる湿地帯に生息する魚介類、背後の丘陵の広葉樹林から得られる堅果類や多くの動物など食料資源に恵まれ、かつ地形的に起伏が少なく、生活に適した環境条件が揃っていたと考えられ、上記河川の周囲を中心に多くの遺跡が残されてきた。

史跡近辺には段丘面を開析する小河川及び「浅い谷」が発達しており、周堤墓群の分布を画している（図5）。指定地内には支笏火山及び恵庭火山噴出物層が厚く堆積する。その上位に形成された腐植土層が縄文時代後期後葉の時期を含む地層であり、縄文時代晩期後葉の樽前c降下火砕堆積物、元文4年（1739）噴出の樽前a降下軽石堆積物がさらに上位を覆っている。

(4) 植生

史跡が所在する中央地区を含む市街化区域北～東方の長都地域、幌加地域と美々地域には針葉樹は少なく、自然林はほとんどがミズナラ、コナラ、カシワ、シラカンバ、オオヤマザクラなどの広葉樹林が卓越し、しばしばコナラやカシワを伴うミズナラ林が多い。史跡周辺においては、史跡の北～西～南方に畑雑草群落が大きく広がる中、近傍ではシラカンバーミズナラ群落、コナラミズナラ群落、カラマツ植林を主体として、指定地内から続く森林が史跡を取り囲み、東方では広く馬追丘陵の森林に連なる（図6）。

史跡指定地における植生は、民有地においては営林地でのカラマツ林となり、一部にシラカンバ林（人工林）があり、無名川沿いには広葉樹の自然林が育つ。カラマツ林は史跡総面積の約30%を占める。林床にはササ・シダ類が卓越する。公有地においては、2777番・2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、コナラやミズナラ、アサダを主として、ホオノキ、エゾヤマザクラ等22種の樹木から構成される落葉広葉樹の自然林となっており、コナラ・ミズナラには樹齢200年～300年程度の大木も少数確認されて

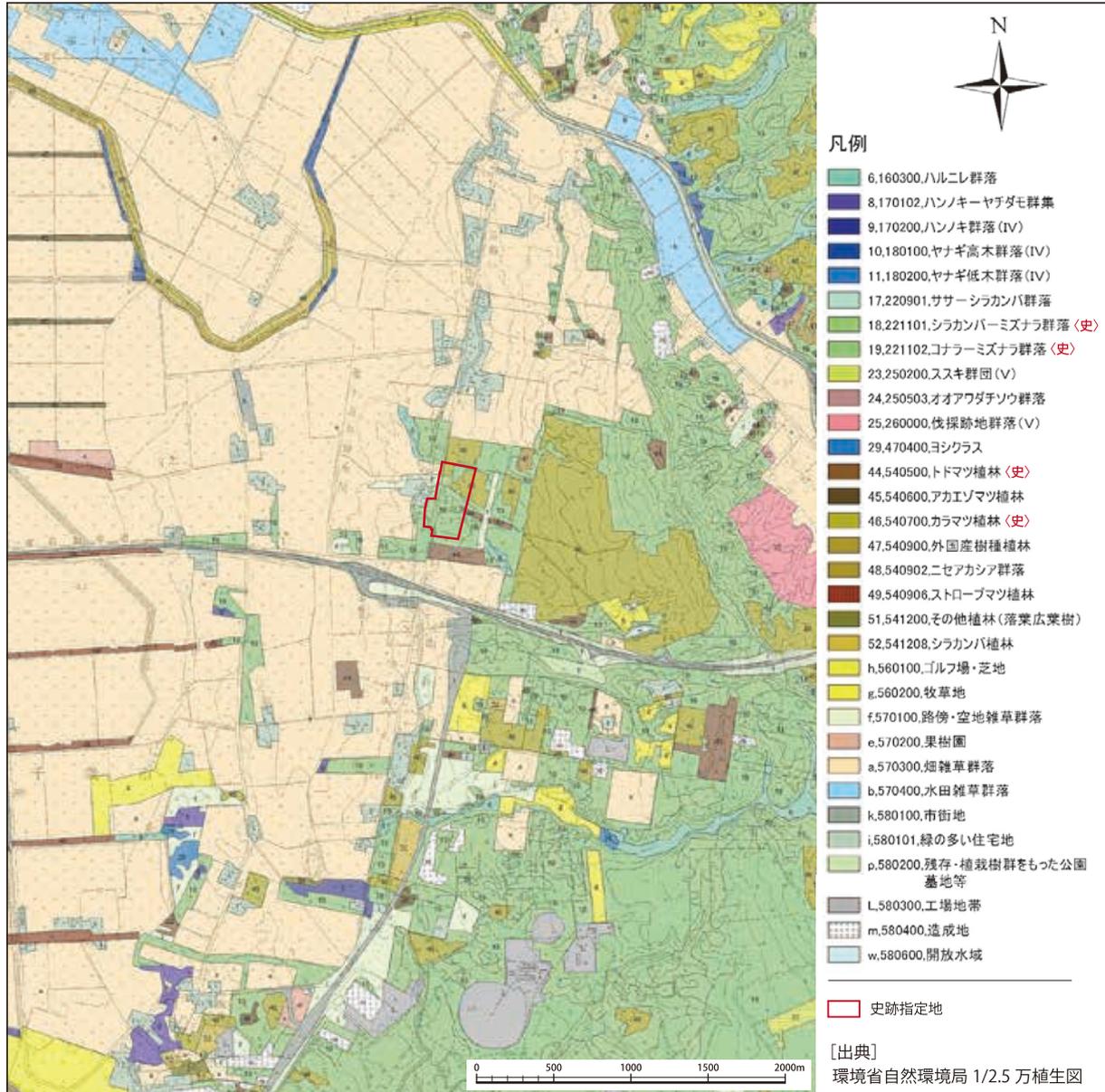


図6 史跡周辺植生図

いる。この落葉広葉樹林は、縄文時代後半期の史跡周辺に推定される植生とほぼ同様である。史跡総面積の36.2%を占める。林床の維管束植物（シダ植物・種子植物）は、環境省レッドリストや北海道レッドリストで選定されている重要種を含む51科97種が確認されている（令和元年8月植物相調査。図17参照）。

2 歴史的環境

史跡キウス周堤墓群は、流路長約1.5kmの小河川、チャシ川・無名川沿いに分布するキウス1号・2号・3号・4号・5号・6号・11号・12号周堤墓の8基の周堤墓及びキウス11遺跡、キウス12遺跡の縄文時代後期後葉の遺構・遺物をもって構成されている（図7）。直近には下流側に中央目黒遺跡、キウス1遺跡、上流側にキウス3遺跡があり、現在の源頭部から中流域にかけて連なって分布する上記遺跡群は、後期旧石器時代、縄文時代（早期末葉、中期後半、後期前葉・中葉・後葉、晩期前葉・後葉）、続縄文時代、擦文文化期の各時期にわたる。流域の集落的様相は縄文時代後期中葉にキウス11遺跡で竪穴住居群、盛土遺構からなる居住域、後期後葉に

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整)を複製、加筆したものである。



図7 史跡周辺遺跡分布図

本史跡に見られる墓域として現れ、「平地住居址」がキウス1遺跡で確認された。続縄文時代に土坑墓群、擦文文化期には堅穴住居がキウス11遺跡（上流部）に現れる。

馬追丘陵西方旧オリカ川流域の史跡周辺地域（本史跡を中心とする東西約4km、南北約6kmの範囲）においても、史跡近傍にあって東西約2kmに広がるキウス川流域の遺跡群を中心に、後期旧石器時代から中近世（1739年以前・アイヌ文化期）にかけての遺跡が数多く分布する（図7）。

後期旧石器時代 周辺地域で最古の遺跡は該期前半期の約2万6000年前に残された丸子山遺跡で、搔器を主体とする不定形剥片石器群を持つ。同後半期の細石刃文化の遺跡には湧別技法による札滑型細石刃核のブロックが4か所で確認されたオリカ2遺跡のほか、キウス7遺跡（峠下型細石刃石器群）、キウス5遺跡・丸子山遺跡（忍路子型細石刃核石器群）、キウス9遺跡（広郷型細石刃核石器群）がある。キウス4遺跡、チプニー2遺跡では有舌尖頭器が単体で見られ、縄文時代草創期の石器とされる小型鋸歯縁尖頭器（夏木大吾 2018 「北海道における縄文時代草創期文化」『論集忍路子』V）がキウス9遺跡、キウス12遺跡から出土した。

縄文時代 住居群などの集落的な様相は早期中葉に現れる。イカベツ2遺跡（曙式期、虎杖浜式期）、キウス5遺跡（曙式期）、キウス9遺跡（東釧路Ⅲ式期）で堅穴住居（群）が検出された。キウス9遺跡では90点以上の石刃鏃が出土した。早期後葉の住居群はキウス7・キウス4・キウス5の各遺跡ほかで見られる。前期前半ではキウス5遺跡で急斜面に40軒以上の堅穴が密集していたほか、土坑墓が検出された。キウス4遺跡では西側低位部に大型住居がある。中期後半にはキウス4・キウス5・キウス7遺跡に集落が分布し、特にキウス5遺跡では多数の住居跡が重複して見ついている。チプニー2遺跡やオリカ2遺跡（天神山式期）でも住居跡が確認された。丸子山遺跡では旧オリカ川右岸の独立丘陵（古砂丘）上に全長約170mの環壕（天神山式期）が構築された。キウス5遺跡では中期末葉もしくは後期前葉の「シカ捕獲用の柵列」が発見された。後期前葉ではキウス7遺跡に堅穴住居・大型貯蔵穴が残され、キウス4遺跡、キウス5遺跡、丸子山遺跡、オリカ1遺跡にも住居跡がある。中葉ではキウス5遺跡の東端部付近から対岸のキウス7遺跡全域に堅穴住居や平地住居、貯蔵穴、土坑墓など多数の遺構が見られ、オリカ1遺跡でも堅穴住居がある。後葉では周堤墓を有する遺跡が周辺地域にも所在する。キウス4遺跡では周堤墓・盛土遺構・道跡・建物跡・水場遺構・貯蔵穴などが確認され、周堤墓20基が群在する東側の墓域と266軒の住居や建物が集まる西側の居住域やそれを囲む南北2列の長大な盛土遺構など、集落構成の全体がほぼ明らかとなった。周堤墓は遺構確認調査によって保存が図られた11基と発掘調査中に新たに発見された9基がある。造営時期は周堤墓造営期間の中でやや古い段階のものが多く、規模は内径が6m程度で周堤の低いものから内径27mの大きなものまであり、時期を経るにつれて規模が拡大していく様相がうかがわれた。埋葬形態には伸展葬と屈葬があり、2体や4体の合葬例や小児墓も見られる。道跡は2条の約10～15m間隔で並列した「直線状盛土」に挟まれて、遺跡北東部の周堤墓群・キウス7号周堤墓方面に延びている。キウス7号周堤墓では石柱を伴う墓坑が確認された。丸子山遺跡では周堤墓が2基検出され、イカベツ2遺跡では該期の土坑墓群がそのあり方から周堤墓の土坑墓群と推定され、また該期の住居跡が検出された。晩期前葉・中葉の遺構は未確認で、後葉ではキウス5・キウス7遺跡で多数の土坑や焼土が集中して見られ墓域と推定された。

続縄文時代 キウス5遺跡で縄文晩期末葉から続縄文時代初頭の住居跡、キウス7遺跡で後葉の土坑墓を含む土坑群が検出されている。

擦文文化期 丸子山遺跡、キウス5遺跡、キウス9遺跡で8～9世紀の集落跡、チプニー2遺跡で後半期の土坑墓が確認されている。

中・近世 平地住居跡や建物跡等からなる集落遺跡は、キウス9遺跡、チプニー2遺跡、オリカ1遺跡、オリカ2遺跡で確認され、キウス5遺跡、オサツトー1遺跡で土坑墓、キウス5遺跡で畑跡が検出されている。

このように、本史跡及び周辺地域には縄文時代を主体として後期旧石器時代から中近世にいたる人々の生活跡が連続と残されており、なかでも縄文時代後期後葉の周堤墓が集中する地域的な様相は特筆される。

3 社会的環境

(1) 人口

令和3年（2021）1月1日現在の住民基本台帳によると、千歳市の総人口は97,919人、世帯数は50,790世帯である。全国的に人口が減少傾向にある中、前年同時期と比較すると約390人増加している。北海道において人口増加を続ける数少ない都市である。平均年齢は42.9歳で、北海道の中で最も年齢層の若い都市でもある。移動人口（現住市区町村による5年前の常住人口）の割合が30.5%と道内市部で最も高いことも特徴的である。

史跡所在地である千歳市中央の人口は106人、世帯数は47世帯である（令和3年1月1日現在「住民基本台帳」）。

(2) 産業

ア 産業構造

平成26年（2014）の経済センサス（基礎調査）では、千歳市内の事業所数は3,269事業所、従業員数は50,231人で、事業所数・従業員数の産業別構成比において、宿泊・飲食サービス業と運輸・郵便業の割合が北海道内構成比を上回り、高いことが特徴である。千歳市の産業別人口の構成比は、80.83%を第3次産業が占め、次いで第2次産業の18.29%、第1次産業の0.87%となっている。中でも第2次産業である製造業の従業者数構成比は14.28%であり（北海道全体は8.2%）、第3次産業である公務の19.99%、卸売業・小売業の15.36%に次ぐ人口規模となっており、千歳市を支える主要な産業となっている。また、1事業所当たりの従業者数が多い大規模な工場が多く立地していることも特徴といえる。

イ 農業・林業

千歳市は、農業基盤整備を図りながら大規模経営と近代化を進め、石狩管内有数の農業生産地帯となっている。小麦、てん菜、大豆などの畑作、かぼちゃ、馬鈴薯、だいこん、ブロッコリーなどの野菜生産、さらには酪農、養豚、養鶏などの畜産が盛んに行われて、これらによる平成30年（2018）の農業産出額合計（推計）は石狩管内第1位（道内18位）である。令和元年（2019）の全作付面積は5,870haで、そのうち田が638ha、畑が5,230haであり、耕地面積に対する畑作の割合が89%と非常に高いことが特徴である。

令和元年の森林面積は31,882haであり、林野率は54%、そのうち82%が国立公園支笏湖地域から市街地へと続く国有林野となっている。民有林は主に東部地区に点在し、森林面積は3,909ha、占有率は12%、人工林率は国有林、民有林とも25%前後となっている。

ウ 水産業

国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所千歳さけます事業所が、明治21年（1888）から続くサケ・マス増殖のため、千歳川でサケ・サクラマスの人工ふ化放流事業を実施し、北海道日本海地域におけるサケ・マス増殖事業の中心的な役割を担っている。支笏湖ではヒメマスの資源保護と増殖のために明治以降100年以上にわたり、ふ化事業が実施されている。平成10年（1998）からは千歳市が水産庁から施設及び事業を引き継ぎ、千歳市支笏湖ヒメマスふ化場において、親魚の採捕、採卵、ふ化・放流などのヒメマス保護事業を実施している。平成20年（2008）3月には支笏湖漁業協同組合が漁業権を取得し、ヒメマスを次の世代に継承するための増殖事業を行っている。

エ 工業

千歳市は、豊富な地下水や上下水道、天然ガスなどの産業インフラが充実し、企業立地に適した環境が整う北海道屈指の工場適地である。昭和39年（1964）の北海道初の市営工業団地の造成以降、現在まで11か所の工業団地が配置されている。この工業団地のすべてが新千歳空港から約10km圏内にあり、食品、飲料、電子部品、自動車、機械関連など260社を超える企業が立地し操業している。令和元年（2019）の工業統計調査結果によると、製造品出荷額は約2,535億円で全道35市中、苫小牧市、室蘭市、札幌市に次ぐ第4位であり、道内有数の工業集積都市となっている。

オ 観光産業・商業

千歳市は、日帰り中心の近郊型観光地である。令和元年（2019）度の市内観光入込客は454万人を数え、そのうち日帰り客が425万人（94%）である。市街地にある道の駅サーモンパーク千歳が市内観光の拠点となっており、隣接するサケのふるさと千歳水族館には同年度約26万人が訪れている。水族館裏手の千歳川には8月中旬～12月上旬にサケの捕獲車（通称：インディアン水車）が設置され、サケの捕獲風景を間近で見ることができる。

国立公園支笏湖は、春の新緑に始まり、ヒメマス（チップ）釣り、キャンプ、登山、サイクリング、紅葉で彩られる原始林等、多彩な季節の移り変わりがあり、湖畔にある温泉にも多くの来遊者をみている。

新千歳空港旅客ターミナルビルと、JR南千歳駅に隣接する道内最大級の大型オープン型アウトレットモールは、道内外や海外からの観光客のみならず市内、近郊の消費者を幅広く集客する一大商業集積施設である。

(3) 交通

新千歳空港が所在する千歳市は、道央圏の交通の大動脈である国道36号や道央自動車道と道東自動車道の結節点となっているほか、北海道の中心である札幌市まで鉄道で30分、国際拠点港湾として道外や海外向けの海上輸送の要を担う苫小牧港へは車で約30分でアクセスできるなど、「空・陸・海」が一体となった交通ネットワークが形成された交通の要衝である（図8）。

新千歳空港は令和元年（2019）実績で国内31路線、海外26路線が就航し、北海道と日本各地、さらには世界各地を結ぶ拠点として重要な役割を担っており、同年の年間乗降客数は国内線・国際線合わせて約2,459万人である。

都市間輸送を担うJR千歳線はJR北海道の最大幹線で、道内主要都市からの空港連絡鉄道のほか本州連絡鉄道としての性格を帯びている。千歳市内には千歳駅、南千歳駅、新千歳空港駅、長都駅の4つの旅客駅が設置されており、南千歳駅は十勝方面石勝線（南千歳駅—新得駅）の発着駅となっている。

千歳市は、高速道路2路線や国道6路線、道道14路線により札幌を始めとする道内主要都市や観光地、産業拠点などと結ばれている。国道36号は札幌市—千歳市—苫小牧市—室蘭市を結ぶ道内の幹線である。高速自動車国道の路線は、北海道縦貫自動車道（森町—士別市）の道央自動車道と北海道横断自動車道（千歳市—釧路市・あしよ町）の道東自動車道が市内の千歳恵庭ジャンクションで接続する。地域高規格道路である道央圏連絡道路は道央都市圏の外郭環状道路として新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ。史跡の最寄りインターチェンジは史跡の南西約700mに位置する道東自動車道千歳東インターチェンジで、インターチェンジは道央圏連絡道路中央ランプに接続しており、中央ランプから新千歳空港までの所要時間は約9分となっている。



図8 千歳市交通網図

(4) 土地所有及び土地利用

ア 土地等の所有関係

史跡指定地の面積は、108,772.06㎡である。指定地の土地所有関係は、国有地47,241.56㎡、道有地444.46㎡、市有地7,355.01㎡、民有地53,731.03㎡である（図9）。史跡指定地の境界線が屈折する地点は、公共座標で管理されている。

イ 土地利用

史跡指定地は、地目別に整理すると、宅地2,388.25㎡（2.2%）、畑6,450.00㎡（5.9%）、山林45,827.29㎡（42.1%）、原野46,613.50㎡（42.9%）、雑種地224.00㎡（0.2%）、公衆用道路（無番地道路敷を含む）5,308.47㎡（4.9%）、その他（水路敷）1,960.55㎡（1.8%）となる（図10、表1・2）。

無名川の南岸には宅地（410番1）があり、住宅1軒、倉庫1棟が建設されている。道路敷、公衆用道路及び410番6（山林）・7（雑種地）・8（原野）、2785番（原野）は、国道337号の道路用地である。

410番3は昭和54年指定時に畑があったが、現在は4号周堤墓に重複するシラカンバ林（千歳市森林整備計画対象林（保健・文化機能等維持林））と草地となっている。410番2は、無名川沿いの私道と6号・14号周堤墓の区域を除き森林計画対象林の水源涵養林・木材等生産林重複であり、私道の北側森林が長伐期施業林（2044年皆伐計画のカラマツ林）となっている。410番5（原野）も水源涵養林・木材等生産林重複であるが、410番2の私道南側森林と同じく木材生産を目的としない広葉樹林である。1473番1（山林）は全域が千歳市教育委員会管の水源地涵養林である。2777番・2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、史跡総面積の36.2%を占める落葉広葉樹の自然林となっている。

水路敷は普通河川チャシ川の上流に位置しており、水路としての機能がある法定外公共物（道路法や河川法が適用されない公共物）である。千歳市普通河川条例に基づいて千歳市が管理している。

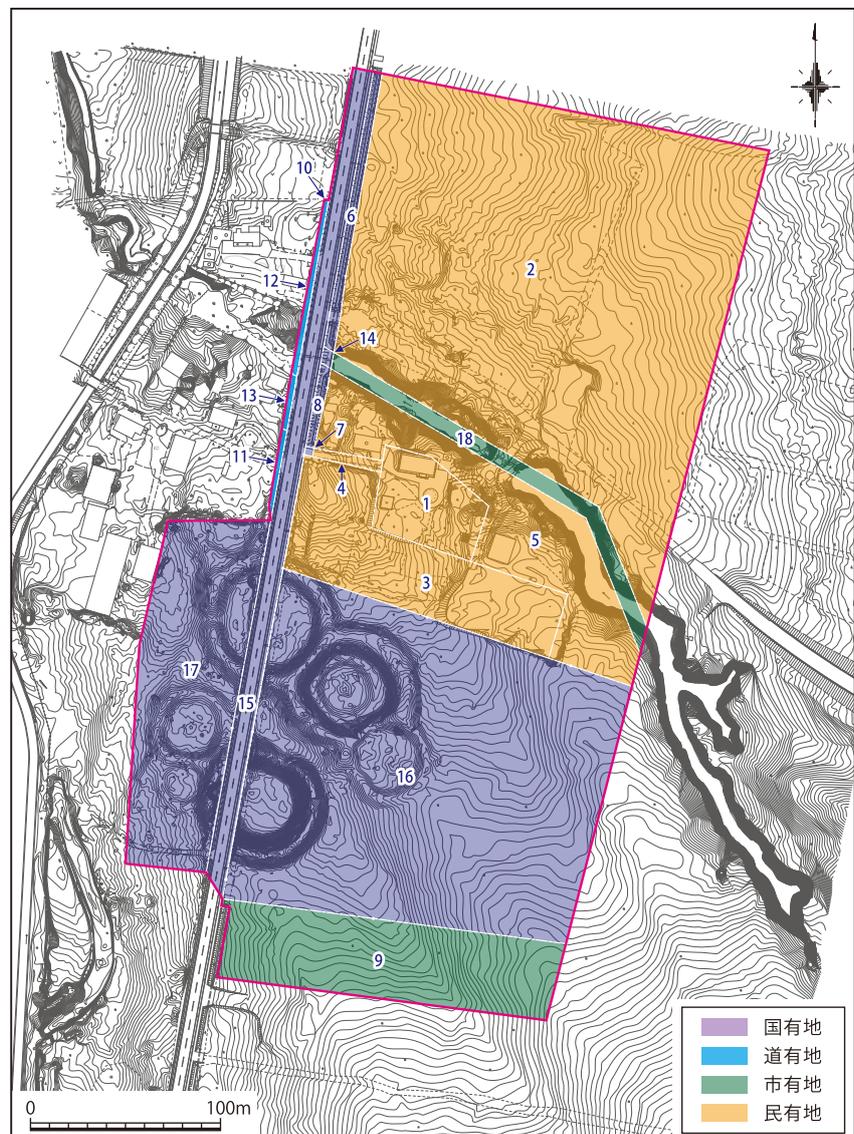


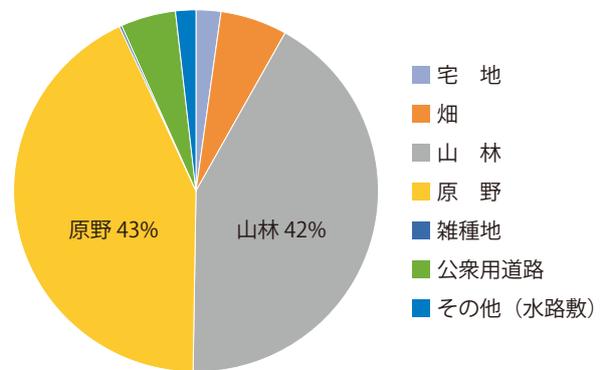
図9 土地所有関係図

表1 史跡指定地の土地利用

No.	字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	史跡指定年	備考
1	中央	410番1	2,388.25	宅地	個人	令和元年	
2	中央	410番2	3,600.00	山林	個人	昭和54年	410番2のうち 実測
			34,142.28	山林	個人	令和元年	
3	中央	410番3	6,450.00	畑	個人	昭和54年	
4	中央	410番4	202.00	雑種地	個人	令和元年	
5	中央	410番5	6,948.50	原野	個人	令和元年	410番5のうち 実測
6	中央	410番6	730.00	山林	国土交通省	令和元年	
7	中央	410番7	22.00	雑種地	国土交通省	令和元年	
8	中央	410番8	224.00	原野	国土交通省	令和元年	
9	中央	1473番1	7,355.01	山林	千歳市	令和元年	1473番1のうち 実測
10	中央	1748番2	0.46	公衆用道路	北海道	令和元年	
11	中央	2406番3	117.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
12	中央	2406番4	237.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
13	中央	2406番5	90.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
14	中央	2785番	50.00	原野	国土交通省	令和元年	
15	中央	410番6に西接し同 2777番と同2778番に 挟まれるまでの道路 敷	4,864.01	—	国土交通省	令和元年	実測
16	中央	2777番	29,838.00	原野	文部科学省	昭和54年	
17	中央	2778番	9,553.00	原野	文部科学省	昭和54年	
18	中央	2785番に東接する水 路敷	1,960.55	—	千歳市	令和元年	実測 文部科学省告示 第83号「右の地 域に介在する水 路敷」
合 計			108,772.06				

表2 史跡の地目別面積

地目別	面積 (㎡)	構成比 (%)
総 数	108,772.06	100.0
宅 地	2,388.25	2.2
畑	6,450.00	5.9
山 林	45,827.29	42.1
原 野	46,613.50	42.9
雑種地	224.00	0.2
公衆用道路	5,308.47	4.9
その他 (水路敷)	1,960.55	1.8



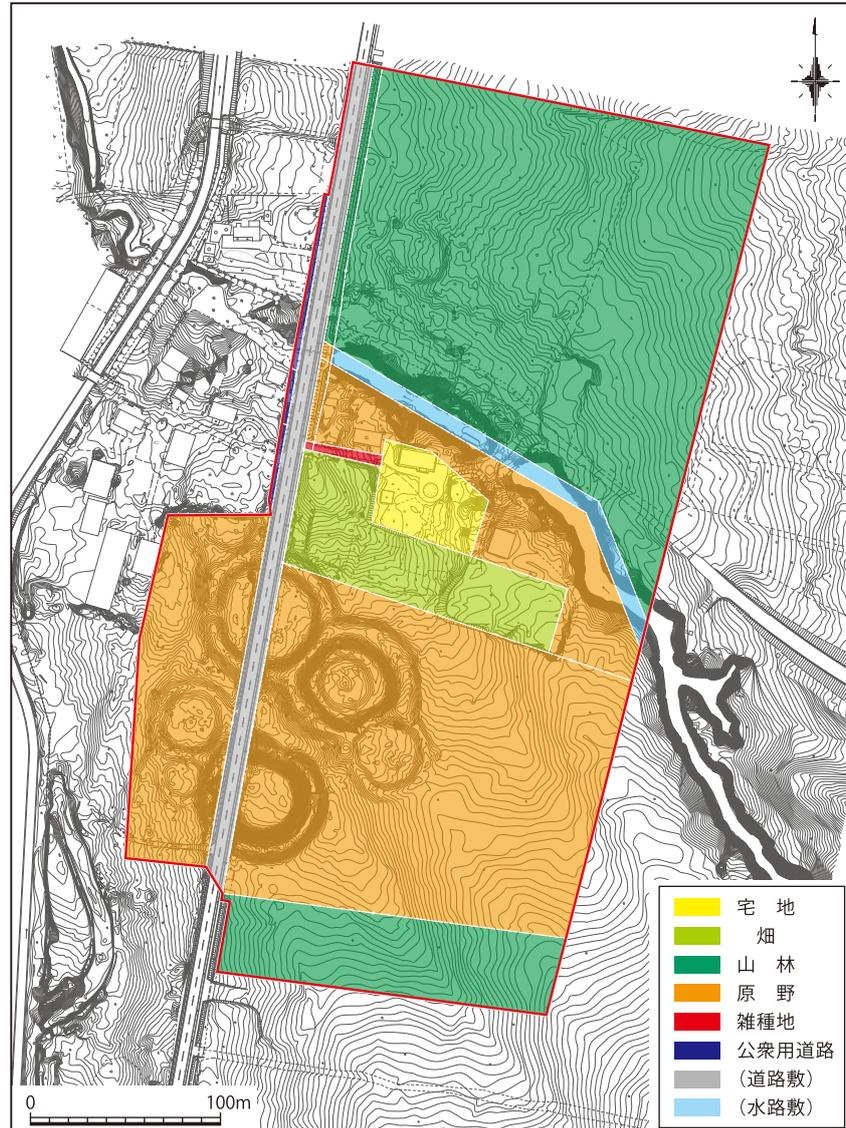


図10 地目区分図

(5) 法的規制 (図11)

ア 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号)

史跡指定地における各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対する許可、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為等の届出・通知に対する指示・勧告等を行い、史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の保護を図る。

(7) 対象となる区域：史跡

○第125条第1項：文化庁長官の許可（軽微な現状変更は、市長の許可）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(イ) 対象となる区域：史跡周辺区域の「周知の埋蔵文化財包蔵地」

○第93条第1項：道教育委員会教育長への届出

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には届け出なければならない。

○第94条第1項：道教育委員会教育長への通知

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものが、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には通知しなければならない。

イ 景観法（平成十六年法律第十号）/千歳市景観条例

千歳市では、景観法に基づく「千歳市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施しており、史跡指定地及び世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての「緩衝地帯」においてはこの計画による「景観重点区域」として建築物等の高さや形態意匠等の規制を行い、重点的かつ積極的に景観保全を図ることとしている（表3）。

表3 千歳市景観条例に基づく景観重点区域における主な届出対象行為（抜粋）

種 類		規制（届出）対象範囲
建築物の新築、増築、改築又は移転		延べ面積が10㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築 又は移転	さく、塀等	高さが1.5mを超えるもの
	煙突、排気塔等	高さが5mを超えるもの
	太陽電池発電設備	事業の敷地面積300㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		土地面積300㎡又は法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの

(7) 対象となる区域：景観計画区域（市全域）

○第16条：景観行政団体の長（市長）への届出

建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、開発行為その他土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合には、届け出なければならない。

ウ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

史跡指定地及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産としての「緩衝地帯」を含む「保護を要する範囲」・「史跡周辺区域」（史跡キウス周堤墓群保存活用計画）に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している（都市基盤施設整備や面的整備事業は原則として行わない、原則として開発禁止、開発を行う場合には農林漁業用など特定の場合を除き許可が必要、農地転用に際しては許可が必要）。

(7) 対象となる区域：市街化調整区域

○第29条第1項：知事の許可

開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は許可を受けなければならない。

【開発区域の面積】

- ・市街化調整区域：面積の要件なし（原則として全て許可が必要）

エ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）

砂利の採取に伴う災害を防止するため、砂利の採取計画の認可その他の規制を行っている。

○第16条：知事の認可

砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、認可を受けなければならない。

オ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

【凡例】

- 史跡範囲
- 縄文遺跡群緩衝地帯
- 文化財保護法
- 景観重点区域
(千歳市景観条例)
- 森林法(民有林)
- 森林法(市有林)
- 河川法
- 農振法・農地法
- 道路法

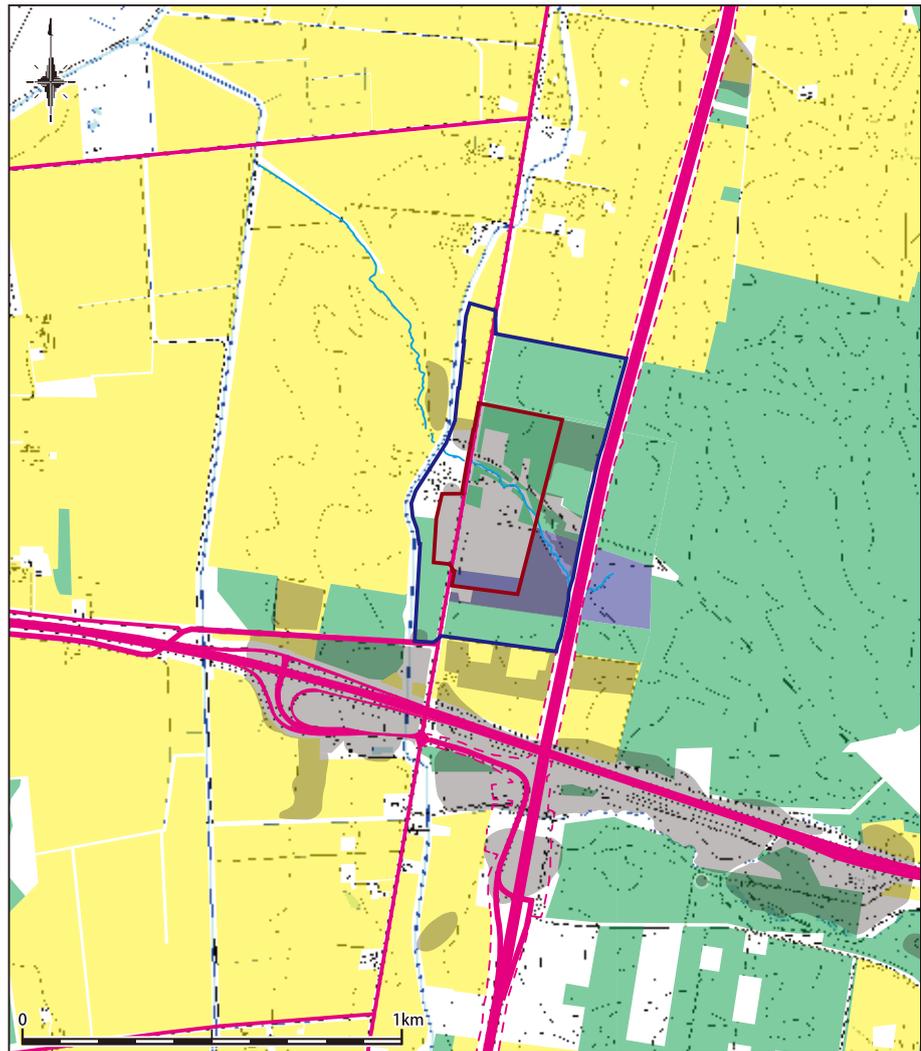


図11 法的規制図
(土地利用規制)

(7) 対象となる区域：地域森林計画対象民有林・市有林

○第10条の2第1項：知事の許可

開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は許可を受けなければならない。

○第10条の8第1項：市長への届出

立木を伐採するには、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

カ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）/千歳市普通河川管理条例

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

(7) 対象となる区域：普通河川

○第20条：河川管理者（知事）の承認

承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。

○第24条：河川管理者（知事）の許可

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第25条：河川管理者（知事）の許可

土石（砂を含む。）を採取しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第26条第1項：河川管理者（知事）の許可

工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第27条第1項：河川管理者（知事）の許可

土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする者は、許可を受けなければならない。

(イ) 対象となる区域：河川保全区域

○第55条第1項：河川管理者（知事）の許可

土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築をしようとする者は、許可を受けなければならない。

キ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）

農業の健全な発展を図るために指定された農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

(イ) 対象となる区域：農業振興地域（農用地区域）

○第15条の2第1項：知事の許可

開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする者は、許可を受けなければならない。

(イ) 対象となる区域：農業振興地域

○第15条の4第1項：知事の勧告

開発行為により、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ク 道路法（昭和二十七年法律第八十号）

交通の発達に寄与するため、路線の管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めている。

(イ) 対象となる区域：道路区域

○第24条：道路管理者（道知事、市長）の承認

道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けて工事又は維持を行うことができる。

○第32条第1項：道路管理者（知事、市長）の許可

工作物、物件又は施設を設け、継続して使用しようとする場合においては、許可を受けなければならない。

○第101条：道路管理者（知事、市長）

みだりに道路を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ケ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日 条例第64号）

環境の破壊や災害の発生を未然に防止するため、一定規模以上のゴルフ場の建設、宅地の造成、土石の採取などの特定の開発行為を規制している。

(イ) 対象となる区域：北海道全域（適用除外の区域を除く）

○第30条第1項：知事の許可

1ヘクタール以上の一団の土地で行われる特定の開発行為（スキー場の建設、キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設、上記施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取）をしようとする者は許可を受けなければならない。